

## 決議第2号

### 閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年3月28日

南風原町議会議長 赤嶺奈津江

### 記

次のとおり議員を派遣する。

1. 福岡県大刀洗町議会 議会改革特別委員会行政視察について
  - (1) 目的 : 行政視察受入れ(議会改革、政務活動費関連)
  - (2) 派遣場所 : 町内
  - (3) 期間 : 令和5年4月26日(水)
  - (4) 派遣議員 : 議長・副議長・石垣大志・大城勇太・新垣善之・照屋仁士  
知念富信 議員
  
2. 町村議会常任委員長・副委員長実務研修会
  - (1) 日時 : 令和5年5月10日(水)
  - (2) 場所 : 自治会館
  - (3) 派遣議員 : 正副常任委員長
  - (4) 主催 : 沖縄県町村議会議長会
  
3. 令和5年度町村議会議長・副議長研修会
  - (1) 日時 : 令和5年5月22日(月)～5月24日(水) 予定
  - (2) 場所 : 東京都
  - (3) 派遣議員 : 議長・副議長
  - (4) 主催 : 全国町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。